

質疑応答

(事前に寄せられた質問)

本ワークショップの質疑応答で回答した内容は、自然エネルギー財団の解釈に基づくものです。

RE100の公式の回答ではありません。

公式の回答が必要な場合には、以下までメールでお問い合わせください。

[RE100技術要件に関するお問い合わせ]

re100@CDP.net

エネルギー源に関する主な質問

1. バイオマスと水力の持続性に関する第三者認証は、必須の要件ですか。
2. バイオマスと水力の持続性について、第三者認証が推奨されています。日本では、どのような団体に依頼すればよいのでしょうか。
3. 火力発電の燃料をバイオマスに切り替えた場合には、その時点から15年以内であれば認められますか。
4. 発電設備のリパワリング（増強）を実施した場合の要件について説明していただきたい。
5. 卒FITの住宅用太陽光は要件に適合しなくなるのでしょうか。

調達方法に関する主な質問

1. FIP（フィードインプレミアム）の認定を受けた発電設備を対象にバーチャルPPAを締結した場合には、運転開始から15年以内のルールが適用されますか。
2. 発電設備の運転開始から数年が経過した後に、需要家がコーポレートPPAを結んだ場合、契約期間内は15年以内のルールの対象外になりますか。
3. 15年以内の制限を受けない長期契約の場合、運転開始時の契約者の親子関係の企業に名義を変更すると、15年以内の制限を受けることになりますか。
4. 新設の発電設備で試運転開始後の一定期間、小売電気事業者に販売し、その後にフィジカルPPAで需要家と契約した場合に、需要家は最初の契約者（original off-taker）とみなされますか。

調達方法に関する主な質問（続）

5. 新設の発電設備を対象にしたコーポレートPPAで需要家の都合により、別の需要家に契約を変更した場合、運転開始から15年以内のルールの対象になりますか。複数の需要家と締結したコーポレートPPAで、一部の需要家が入れ替わる、あるいは需要家の割当分が変更になった場合には、どうでしょうか。
6. RE100ではコーポレートPPAの明確な定義はありますか。
7. 日本国内のバーチャルPPAでは、小売電気事業者が電力とセットで供給するケースも考えられます。その場合はどの調達方法に区分されますか。

調達方法に関する主な質問（続）

8. 非化石証書、グリーン電力証書、J-クレジットは、いずれも稼働年数のトラッキング情報がないため、RE100に適合していないと理解しています。トラッキング付非化石証書で運転開始から15年以内であれば認められるのでしょうか。
9. 発電設備を特定した電力供給契約を小売電気事業者と締結する場合、非化石証書で発電設備を特定できればよいのでしょうか。電力も発電設備を特定して供給する必要がありますか。

例外規定に関する主な質問

1. 2024年1月よりも前に契約した場合には、契約期間が長期に及んでも、契約期間中は新しい要件の対象外になりますか。
2. 年間の電力使用量のうち15%までは、運転開始から15年以内の要件を満たさない電力や証書の使用が例外的に認められるとのことですが、認められるための条件はありますか。例外的な要件を設定した背景も教えてください。
3. 年度を4月～3月で設定している企業は、2024年4月からの調達为新要件の適用開始となるという理解でよいでしょうか。

その他の質問

1. 稼働15年で設備の価値が落ちるような制度になっていると考えられます。持続可能な再エネ運用という観点で問題ないでしょうか。
2. RE100では追加性ではなく、インパクト（CO₂排出削減効果）という用語を使うとのことですが、今後は追加性という用語は使われなくなるのでしょうか。

エネルギー源に関する質問 1

バイオマスと水力の持続性に関する第三者認証は、必須の要件ですか。

〔回答〕 推奨の要件であり、必須ではありません。加盟企業の判断に委ねられています。推奨の要件を満たすべきと考えるか、推奨なので満たさなくてもよいと考えるかは、企業の方針によります。ただしRE100が推奨しているということは、加盟企業が重視すべき要件ですから、できる限り適合することが求められます。

エネルギー源に関する質問 2

バイオマスと水力の持続性について、第三者認証が推奨されています。日本では、どのような団体に依頼すればよいのでしょうか。

〔回答〕 環境に関する認証サービスを提供している企業や法人が日本国内にあります。RE100が参考例に挙げている海外の認証機関と同様の基準による認証が可能か、ご相談ください。

エネルギー源に関する質問3

火力発電の燃料をバイオマスに切り替えた場合には、その時点から15年以内であれば認められますか。

〔回答〕燃料を転換した場合の扱いについて、RE100の技術要件の中では規定していません。再エネ由来の燃料に転換することは、CO₂排出削減につながるため、転換した時点から15年以内であれば要件を満たすのではないかと考えられます。公式の回答については、RE100にお問い合わせください。

エネルギー源に関する質問4

発電設備のリパワリング（増強）を実施した場合の適合要件について説明していただきたい。

〔回答〕以下の3通りのリパワリングであれば、実施から15年以内が要件に適合します。

1. 増強部分が発電設備全体の市場価値の80%以上を占める場合
2. 水力発電で、水車か発電機を交換、あるいは同じ貯水設備で発電機を新設、した場合（出力増加分の発電量が認められる）
3. 増強した発電設備の電力量を個別に計測できる場合

詳細は技術要件書のAppendix Cをご参照ください。

エネルギー源に関する質問5

卒FITの住宅用太陽光は要件に適合しなくなるのでしょうか。

〔回答〕 卒FITの住宅用太陽光では、FIT制度を開始した2012年7月以降に運転を開始した設備と、FIT以前の制度（余剰電力買取制度）の認定を受けて運転を開始した設備があります。後者のうち最も早い場合には2009年11月に運転を開始していますので、2024年11月の時点で15年以上を経過して、2025年から要件に適合しなくなります。運転開始日で判断してください。

調達方法に関する質問 1

FIP（フィードインプレミアム）の認定を受けた発電設備を対象にバーチャルPPAを締結した場合には、運転開始から15年以内のルールが適用されますか。

〔回答〕 FIPの適用にかかわらず、新設の発電設備を対象に締結したバーチャルPPAであれば、運転開始から15年以内のルールは適用されません。契約満了後に更新した場合でも、同じ企業が契約を続ける限り、要件を満たします。

FIPを適用することにより、バーチャルPPAでも差金決済取引を実施しないケースが考えられます。その場合でも同様の扱いになります。調達方法のうちエネルギー属性証書に区分して、新設の電源を対象にした長期契約とみなされます。

調達方法に関する質問 2

発電設備の運転開始から数年が経過した後に、需要家がコーポレートPPAを結んだ場合、契約期間中は15年以内のルールの対象外になりますか。

〔回答〕 需要家が運転開始時にコーポレートPPAを契約した場合に限り、15年以上でも要件を満たします。途中で契約した場合には、運転開始から15年以内のルールが適用されます。

調達方法に関する質問 3

15年以内の制限を受けない長期契約の場合、運転開始時の契約者の親子関係の企業に名義を変更すると、15年以内の制限を受けることになりますか。

〔回答〕 RE100の加盟企業は、資本関係のあるグループ全体で再エネ電力100%の利用を目標に掲げます。親子関係の企業間の名義変更であれば、同一企業グループによる契約継続とみなせるのではないのでしょうか。技術要件の中に規定はありませんので、公式の回答については、RE100にお問い合わせください。

調達方法に関する質問4

新設の発電設備で試運転開始後の一定期間、発電事業者が小売電気事業者に販売し、その後にフィジカルPPAで需要家と契約した場合には、需要家は最初の契約者（original off-taker）とみなされますか。

〔回答〕 試運転と営業運転をどのように定義するかによると思います。小売電気事業者に電力を販売した時点で営業運転とみなせば、最初の契約者は小売電気事業者になります。

ワークショップの参加者から、以下のご指摘をいただきました。

日本の電事法上、試運転は必須です。そしてすべての送配電事業者が、試運転での逆潮について、小売との発調契約の締結を求めています。今回回答された、試運転での小売との契約というのは、実態はこの発調契約を指しているものと思われます。ご回答は、需給契約と混同したものになっていたのではないのでしょうか。

調達方法に関する質問5

新設の発電設備を対象にしたコーポレートPPAで需要家の都合により、別の需要家に契約を変更した場合、運転開始から15年以内のルールの対象になりますか。複数の需要家と締結したコーポレートPPAで、一部の需要家が入れ替わる、あるいは需要家の割当分が変更になった場合には、どうでしょうか。

〔回答〕コーポレートPPAでは、最初に契約した需要家に限り、運転開始から15年以上でも認められます。途中で契約した需要家は15年以内のルールの対象になります。

最初に契約した需要家の割当分が変更された場合には、変更後の割当分が認められると考えられます。技術要件の中に規定はありませんので、公式の回答については、RE100にお問い合わせください。

調達方法に関する質問 6

RE100ではコーポレートPPAの明確な定義はありますか。

〔回答〕 RE100の技術要件書では、需要家が発電事業者と直接契約する電力調達方法として、フィジカルPPAとフィナンシャル（バーチャル）PPAの2種類を定義しています。詳細は技術要件書のSection 4をご参照ください。

調達方法に関する質問 7

日本国内のバーチャルPPAでは、小売電気事業者が電力とセットで供給するケースも考えられます。その場合はどの調達方法に区分されますか。

〔回答〕 同じ発電設備の電力と環境価値をセットで供給する契約であれば、フィジカルPPAになります。環境価値だけを取引する契約がバーチャルPPAにおいて、小売電気事業者が合わせて電力を供給する場合には、電力と環境価値の対象になる発電設備が異なります（あるいは発電設備を特定しない契約）。需要家が差金決済取引に関与する契約であればバーチャルPPA、固定価格の取引であれば証書の長期契約に区分します。

調達方法に関する質問 8

非化石証書、グリーン電力証書、J-クレジットは、稼働年数のトラッキング情報がないため、RE100に適合していないと理解しています。トラッキング付非化石証書で運転開始から15年以内であれば認められるのでしょうか。

〔回答〕 RE100では証書の二重計上を防止するために、トラッキング（属性情報による追跡）を必須の要件にしています。さらに信頼性の観点から、発電に関するすべての属性が揃っていることが求められます。非化石証書では属性の一部（特定電源価値など）が欠落していますが、トラッキング付で運転開始から15年以内であることが証明できれば、技術要件を満たします。

グリーン電力証書も2022年9月30日付けで、運転開始日の情報を開示しています（一部の発電設備は非開示）。

調達方法に関する質問 9

発電設備を特定した電力供給契約を小売電気事業者と締結する場合、非化石証書のみで発電設備を特定できればよいのでしょうか。電力も発電設備を特定して供給する必要がありますか。

〔回答〕 電力と非化石証書ともに、特定の同じ発電設備から供給する必要があります。

例外規定に関する質問 1

2024年1月よりも前に契約した場合には、契約期間が長期に及んでも、契約期間中は新しい要件の対象外になりますか。

〔回答〕 契約期間の長さに関係なく、対象外になります。ただしこの例外規定は、技術要件の改定前に加盟企業が締結済みの契約、あるいは締結途上にある契約を考慮して設けられたものです。要件の対象外になる契約を長続きさせることは望ましくありません。期限の直前に契約を締結する“駆け込み”も避けるべきです。

RE100の加盟企業に求められているのは、気候変動の抑制効果が大きい調達方法を増やすことです。

***注：契約の締結日ではなくて、電力の提供開始日が2024年1月よりも前の場合に新要件の対象外になります。**

例外規定に関する質問 2

年間の電力使用量のうち15%までは、運転開始から15年以内の要件を満たさない電力や証書の使用が例外的に認められるとのことですが、認められるための条件はありますか。例外的な要件を設定した背景も教えてください。

〔回答〕 15%まで例外として扱うための条件は、特に規定していません。国や地域によっては運転開始から15年以内の要件に合う電力や証書の調達が困難な場合を想定して、15%まで例外扱いとする緩和措置を設けています。

例外規定に関する質問 3

年度を4月～3月で設定している企業は、2024年4月からの調達が新要件の適用開始となるという理解でよいでしょうか。

〔回答〕 新要件は2024年1月以降の契約に適用します。RE100に対して4月～3月の使用電力で報告する場合でも、その点は変わりません。報告期間に使用した電力や証書が2024年1月よりも前に契約したものであれば、適用外になります。

その他の質問 1

稼働15年で設備の価値が落ちるような制度になっていると考えられます。持続可能な再エネ運用という観点で問題ないでしょうか。

〔回答〕 持続可能な方法で発電した再エネの電力や証書であれば、従来と比べて環境価値は落ちません。CO₂や放射性廃棄物を生み出さない点において、火力や原子力で発電した電力よりも高い環境価値が認められます。

RE100の新要件は再エネの電力を拡大することにあります。稼働15年以上の再エネの電力と合わせて、100%の達成を目指しています。

その他の質問 2

RE100では追加性ではなく、インパクト（CO₂排出削減効果）という用語を使うとのことですが、今後は追加性という用語は使われなくなるのでしょうか。

〔回答〕追加性よりもインパクトという用語のほうが、電力の脱炭素化を推進するうえで理解を得やすいのではないかと考えています。ただし追加性という用語を使わない、と決めたわけではありません。どちらも新規の再エネを拡大するための要件を表す用語であることに変わりはありません。